

山梨県公報

号外第十三号

令和六年

三月二十九日

金 曜 日

目次

告示

○山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例第七条第一項第二号の知事
が定める大学及び診療科……………一

公告

○令和六年度前期技能検定の実施……………一
○令和六年度技能検定(随時実施する二級、三級及び基礎級)の実施……………五

訓令

○山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……………一
○山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令……………一
○職員の兼職及び補職に関する規程の一部を改正する訓令……………一
○山梨県職員勤務規程の一部を改正する訓令……………一
○山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………二
○出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令……………二
○山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令……………二
○職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………三
○山梨県副知事の担任意務に関する規程……………三
○山梨県公印規程の一部を改正する訓令……………三
○山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………四
○庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令……………五
○山梨県交通安全対策本部規程の一部を改正する訓令……………五
○山梨県売春防止対策本部規程を廃止する訓令……………五
○山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令……………五

企業局

○山梨県企業局組織規程等の一部を改正する規程……………一六
○山梨県企業局訓令前行署名式の一部を改正する訓令……………一九

教育委員会

○山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の

職員の職の設置に関する規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則……………一九

○職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……………二〇

○教育次長等専決規程の一部を改正する訓令……………二〇

監査委員……………二〇

○山梨県監査委員事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………二〇

○山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令……………二一

その他……………二一

○山梨県議会事務局規程の一部を改正する訓令……………二二

○山梨県議会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……………二二

告示

山梨県告示第九十五号

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例(平成十九年山梨県条例第三十二号)第七条第一項第二号の知事が定める大学及び診療科を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

大学	診療科
昭和大学	内科 小児科 外科 整形外科 産婦人科 脳神経外科 麻酔科 救急科 総合診療

公告

令和六年度前期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 実施職種

1 一級及び二級 一級及び二級の検定職種のうち前期（令和六年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
casting	鋳鉄鋳物鋳造作業法	鋳鉄鋳物鋳造作業
金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 研削盤加工法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 数値制御フライス盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業 マシニングセンタ作業
非接触除去加工	数値制御形彫り放電加工法 ワイヤ放電加工法 レーザー加工法	数値制御形彫り放電加工作業 ワイヤ放電加工作業 レーザー加工作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業
めつき	電気めつき作業法	電気めつき作業
仕上げ	治工具仕上げ法 金型仕上げ法 機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業

ダイカスト	なし	コールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て法	配電盤・制御盤組立て作業
建設機械整備	なし	なし
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業法	木製建具手加工作業
プラスチック成形	射出成形法 真空成形法	射出成形作業 真空成形作業
石材施工	石張り施工法 石積み施工法	石張り作業 石積み作業
とび	なし	なし
左官	なし	なし
タイル張り	なし	なし
畳製作	なし	なし
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水施工法 アクリルゴム系塗膜防水施工法 シーリング防水施工法 改質アスファルトシート常温粘着工法防水施工法 FRP防水施工法	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 FRP防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事

熱絶縁施工	保温保冷施工法	保温保冷工事作業
サッシ施工	なし	なし
貴金属装身具製作	なし	なし
表装	壁装施工法	壁装作業
塗装	建築塗装法 金属塗装法	建築塗装作業 金属塗装作業
フラワー装飾	なし	なし

2 三級 三級の検定職種のうち前期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
園芸装飾	なし	なし
造園	なし	なし
金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 研削盤加工法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 平面研削盤作業 マシニングセンタ作業

めつき	電気めつき作業法	電気めつき作業
仕上げ	機械組立仕上げ法	機械組立仕上げ作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
建築大工	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし
塗装	金属塗装法	金属塗装作業
フラワー装飾	なし	なし

3 単一等級 単一等級の検定職種のうち前期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカー	溶融ペイントハンドマーカー
施工法	溶融ペイントハンドマーカー	溶融ペイントハンドマーカー

二 試験の方法 実技試験及び学科試験
三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日 令和六年六月六日(木)から同年九月八日(日)まで(ただし、造園職種及びとび職種については、暑熱対応により日程を延期する場合、同年九月九日(月)から同年十一月十三日(水)まで)の間において、別に山梨県職業能

- 力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 令和六年五月三十日(木)から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千三百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内)において行う。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

- (一) 実施期日

職種	実施期日
三級 園芸装飾 造園 機械加工 めつき 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 塗装 フラワー装飾	令和六年七月十四日(日)
1 一級及び二級 造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ施工 塗装	令和六年八月十八日(日)
2 三級 金属熱処理	
一級及び二級 機械加工 鉄工 めつき ダイカスト 電子機器組立て 建設機械整備 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 貴金属装身具製作	令和六年八月二十五日(日)
1 一級及び二級 铸造 非接触除去加工 建築板金 仕上げ 電気機器組立て 石材施工 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾	令和六年九月一日(日)
2 単一等級 路面標示施工	

- (二) 実施場所 甲府市大津町二千三百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書
- (二) 次のいずれかの本人確認書類の写し

- (1) 運転免許証又は個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。)
- (2) 特別永住者証明書又は在留カード
- (3) 健康保険被保険者証
- (4) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)
- (5) 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)
- (6) その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

- (三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面試験手数料

2 試験手数料

- (一) 実技試験
- (1) (2)から(6)までに掲げる者以外の者 一の検定職種につき一万八千二百円
- (2) 三級を受けようとする者であつて、令和六年四月一日において二十三歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者並びに(3)から(6)に掲げる者を除く。)
- 一の検定職種につき一万三千七百円
- (3) 三級を受けようとする者であつて、令和六年四月一日において二十三歳未満の在職中のもの(実技試験の受検申請書を提出した日において雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第四条第一項に規定する被保険者であるものに限る。(6)において同じ。)(出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者並びに(4)から(6)に掲げる者を除く。)
- 一の検定職種につき九千二百円
- (4) 二級又は三級を受けようとする在校生(職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練(省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。))を受けている者若しくは同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練(省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。))を受けている者(現に雇用されている者を除く。)
- 又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第六十六条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。)、大学、高等専門学校若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。(5)及び(6)において同じ。)

(5)及び(6)に掲げる者を除く。) 一の検定職種につき一万二千百円

(5) 三級を受けようとする在校中であって、令和六年四月一日において二十三歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者及び(6)に掲げる者を除く。) 一の検定職種につき七千六百円

(6) 三級を受けようとする在校生であって、令和六年四月一日において二十三歳未満の在職中のもの(出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。) 一の検定職種につき三千百円

(二) 学科試験 一の検定職種につき三千百円

3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間 令和六年四月三日(水)から同月十六日(火)まで

5 提出先 甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会(電話〇五五―二四三―四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会及び富士吉田職業訓練協会が交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(角形二号の封筒に、宛先を記入し、百四十円分の切手を貼り付けたもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること(受付期間内の消印のあるもの)に限り受け付ける。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知 合格者については、令和六年八月三十日(金)(金属熱処理を除く三級職種に限る。)又は同年十月四日(金)(ただし、造園及びとび職種については、暑熱対応により日程を延期する場合、同年十一月二十八日(木)までの間で、都道府県知事が指定する日)に、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付 一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚

生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。
六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部労政人材育成課(電話〇五五―二二三―一五六六)又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 令和六年度技能検定(随時実施する二級、三級及び基礎級)の実施
職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。
令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 実施職種等

1 実施職種
(一) 二級 二級の検定職種のうち前期(令和六年四月一日から同年九月三十日まで)の期間をいう。以下同じ。)又は後期(同年十月一日から令和七年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。)の期間にかかわらずに随時実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	ロータリー式さく井施工法	ロータリー式さく井工事作業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業法	鋳鉄鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造法	ハンマ型鍛造作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシニングセンタ作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業

製本	印刷	紙器・段ボール箱製造	家具製作	寝具製作	婦人子供服製造	施工 冷凍空気調和機器	プリント配線板製造	電気機器組立て	電子機器組立て	ダイカスト	機械検査	仕上げ	工場板金	建築板金
なし	なし	印刷箱製造法	家具手加工作業法	なし	婦人子供既製服製造法	なし	プリント配線板製造法	配電盤・制御盤組立て法	なし	なし	なし	機械組立仕上げ法	機械板金加工法	内外装板金施工法
なし	なし	印刷箱製箱作業	家具手加工作業	なし	婦人子供既製服縫製作業	なし	プリント配線板製箱作業	配電盤・制御盤組立て作業	なし	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業	なし	機械組立仕上げ作業	機械板金作業	内外装板金作業

(二) 三級 三級の検定職種のうち前期又は後期の期間にかかわらずに随時実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

工業包装	塗装	熱絶縁施工	施工	鉄筋施工	型枠施工	配管	タイル張り	とび	建築大工	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	パン製造	プラスチック成形
なし	橋塗装法 建築塗装法 金属塗装法 銅	保温保冷施工法	なし	なし	なし	建築配管施工法	なし	なし	なし	なし	なし	射出成形法
なし	業 銅橋塗装作業 建築塗装作業 金属塗装作	保温保冷工事作業	なし	鉄筋組立て作業	なし	建築配管作業	なし	なし	なし	なし	なし	射出成形作業

ダイカスト	機械検査	仕上げ	めつき	工場板金	建築板金	鉄工	金属プレス加工	機械加工	鍛造	鋳造	さく井	検定職種
なし	なし	治工具仕上げ法 金型仕上げ法 機械組立仕上げ法	電気めつき作業法	機械板金加工法	内外装板金施工法	なし	なし	旋盤加工法 フライス盤加工法 マシニングセンタ加工法	ハンマ型鍛造法	属鉄鋳物鋳造作業法 非鉄金属鋳物鋳造作業法	パーカッション式さく井施工法 ロータリー式さく井施工法	学科試験の選択科目
ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダ	なし	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業	電気めつき作業	機械板金作業	内外装板金作業	なし	なし	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシニングセンタ作業	ハンマ型鍛造作業	属鉄鋳物鋳造作業 非鉄金属鋳物鋳造作業	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業	実技試験の選択科目

パン製造	プラスチック成形	製本	印刷	紙器・段ボール箱製造	建具製作	家具製作	寝具製作	婦人子供服製造	施工	冷凍空気調和機器	造	プリント配線板製造	電気機器組立て	電子機器組立て
なし	圧縮成形法 射出成形法 インフレーション成形法 ブロー成形法	なし	なし	印刷箱製造法 貼箱製造法 段ボール箱製造法	なし	なし	なし	なし	なし	なし	プリント配線板設計法 プリント配線板製造法	御盤組立て法	変圧器組立て法 配電盤・制御盤組立て法	なし
なし	圧縮成形作業 射出成形作業 インフレーション成形作業 ブロー成形作業	なし	なし	印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業 貼箱製造作業 段ボール箱製造作業	なし	なし	なし	なし	なし	なし	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業	変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業	なし	イカスト作業

表装	サッシ施工	熱絶縁施工	内装仕上げ施工	防水施工	施工	鉄筋施工	型枠施工	配管	タイル張り	左官	とび	建築大工	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
なし	なし	なし	プラスチック系床仕上げ施工 法 カーペット系床仕上げ施 工法 鋼製下地施工法 ボー ド仕上げ施工法	なし	なし	なし	なし	建築配管施工法	なし	なし	なし	なし	なし
なし	なし	なし	プラスチック系床仕上げ工 事作業 カーペット系床仕 上げ工事作業 鋼製下地工 事作業 ボード仕上げ工事 作業	なし	なし	鉄筋組立て作業	なし	建築配管作業	なし	なし	なし	なし	なし

工場板金	建築板金	鉄工	金属プレス加工	機械加工	鍛造	鋳造	さく井	検定職種	工業包装	塗装
機械板金加工法	内外装板金施工法	なし	なし	旋盤加工法 フライス盤加工 法 マシニングセンタ加工法	ハンマ型鍛造法	鋳鉄鋳物鋳造作業法 非鉄金 属鋳物鋳造作業法	パーカッション式さく井施工 法 ローター式さく井施工 法	学科試験の選択科目	なし	建築塗装法 金属塗装法 鋼 橋塗装法 噴霧塗装法
機械板金作業	内外装板金作業	なし	なし	普通旋盤作業 数値制御旋 盤作業 フライス盤作業 マシニングセンタ作業	ハンマ型鍛造作業	鋳鉄鋳物鋳造作業 非鉄金 属鋳物鋳造作業	パーカッション式さく井工 事作業 ローター式さく 井工事作業	実技試験の選択科目	なし	建築塗装作業 金属塗装作 業 鋼橋塗装作業 噴霧塗 装作業

(三) 基礎級 基礎級の検定職種のうち前期又は後期の期間にかかわらずに随時実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

紙器・段ボール箱製造	建具製作	家具製作	寝具製作	婦人子供服製造	施工 冷凍空気調和機器	プリント配線板製造	電気機器組立て	電子機器組立て	ダイカスト	機械検査	仕上げ	めつき
印刷箱製造法 貼箱製造法 段ボール箱製造法	なし	なし	なし	なし	なし	プリント配線板設計法 プリント配線板製造法	変圧器組立て法 配電盤・制御盤組立て法	なし	なし	なし	治工具仕上げ法 金型仕上げ法 機械組立仕上げ法	電気めつき作業法
印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業 貼箱製造作業	なし	なし	なし	なし	なし	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業	変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業	なし	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業	なし	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業	電気めつき作業

防水施工	施工 コンクリート圧送	鉄筋施工	型枠施工	配管	タイル張り	左官	とび	建築大工	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	パン製造	プラスチック成形	製本	印刷
なし	なし	なし	なし	建築配管施工法	なし	なし	なし	なし	なし	なし	圧縮成形法 射出成形法 インフレーション成形法 ブロー成形法	なし	なし
なし	なし	鉄筋組立て作業	なし	建築配管作業	なし	なし	なし	なし	なし	なし	圧縮成形作業 射出成形作業 インフレーション成形作業 ブロー成形作業	なし	なし
													段ボール箱製造作業

内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工 法 カーペット系床仕上げ施 工法 鋼製下地施工法 ボー ド仕上げ施工法	プラスチック系床仕上げ工 事作業 カーペット系床仕 上げ工事作業 鋼製下地工 事作業 ボード仕上げ工事 作業
熱絶縁施工	なし	なし
サッシ施工	なし	なし
表装	なし	なし
塗装	建築塗装法 金属塗装法 鋼 橋塗装法 噴霧塗装法	建築塗装作業 金属塗装作 業 鋼橋塗装作業 噴霧塗 装作業
工業包装	なし	なし

2 受検資格

- (一) 1 (一)に掲げる随時実施する二級の検定職種の技能検定については、基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成二十九年厚生労働省令第五十七号)第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)(以下「旧規則」という。)第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。
- (二) 1 (二)に掲げる随時実施する三級の検定職種の技能検定については、基礎級又は旧規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。
- (三) 1 (三)に掲げる随時実施する基礎級の検定職種の技能検定については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第二条第一項に規定する技能実習生に限り受けることができるものとする。

二 試験の方法 実技試験及び学科試験

三 日程等

- 1 実技試験
- (一) 実施期日 別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 あらかじめ受検者に送付する。

2 学科試験

- (一) 実施期日 別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 甲府市大津町二千三百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書

- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

- (一) 実技試験 一万八千二百円
- (二) 学科試験 三千円

3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間 随時

5 提出先 甲府市大津町二千三百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会(電話〇五五―二四三―四九一六)

6 その他

- (一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(角形二号の封筒に、宛先を記入し、百四十円分の切手を貼り付けたもの)を同封すること。

- (二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

- 1 合格者の発表 合格者には、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書の交付 合格者には、山梨県知事名の合格証書を交付する。
六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部労政人材育成課（電話〇五五―二二三―一五六六）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

訓 令

山梨県訓令甲第一号

本 出 先 機 関
労働委員会事務局

山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県職員の勤務時間に関する規程（昭和二十八年山梨県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「一時間、三十分又は十五分の」を「当該追加した」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二号

本 出 先 機 関
山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

別表一の項中「並びに県民生活センター、」を「、県民生活センター、産業技術短期

大学校（事務局を除く。）、峡南高等技術専門学校、就業支援センター及び」に改め、「限る。」の下に「に勤務する職員」を加え、「、女性相談所」を「並びに女性相談支援センター」に、「要保護女子からの」を「困難な問題を抱える女性に係る」に改

め、「、産業技術短期大学校（事務局を除く。）、峡南高等技術専門学校及び就業支援センターに勤務する職員」を削り、同表三の項中「富士山科学研究所、富士山世界遺産センター」を「富士山世界遺産センター、富士山科学研究所」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第三号

本 出 先 機 関
労働委員会事務局

職員の兼職及び補職に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

職員の兼職及び補職に関する規程の一部を改正する訓令

職員の兼職及び補職に関する規程（平成三十年山梨県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「この条から第五条までにおいて」を削り、同条第三号中「及び技術審査幹」を「、技術審査幹及び工事施工管理又は技術審査を行う指導主幹」に改める。

第四条第三号及び第五条第三号中「及び技術審査幹」を「、技術審査幹及び工事施工管理又は技術審査を行う指導主幹」に改める。

本則に次の一条を加える。

（県営住宅監理員の補職）

第六条 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第三十三条に規定する公営住宅監理員として県営住宅監理員を置き、県土整備部建築住宅課住宅対策室の職員をもって充てるものとする。

別表第一地域県民センターに置かれる財務審査幹の項及び峡南地域県民センターに置かれる財務審査幹の項を削る。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第四号

本 出 先 機 関
労働委員会事務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和六年三月二十九日

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の部部長の款中「次長」の下に「歳入確保対策監」を、「総合理工学研究機構総長」の下に「産業技術短期大学校長」を加え、「産業技術短期大学校長、富士山世界遺産センター所長」を削り、「総合理工学研究機構の事務局長」の下に「産業技術短期大学の事務局長」を加え、「産業技術短期大学の事務局長、富士山世界遺産センターの副所長」を削り、同部知事政策補佐官、地域ブランド・広聴広報統括官、理事（部又は局に配置された理事を除く。）又は会計管理者の款中「地域ブランド・広聴広報統括官」の下に「富士山保全・観光エコシステム推進統括官」を加え、同部男女共同参画・共生社会推進統括官の款を削り、同部感染症対策統括官補の款中「又はグリーン・ゾーン推進監」を削り、同部局長の款中「富士山登山鉄道推進監」を「富士山保全・観光エコシステム推進監、富士五湖自然首都圏推進監」に、「又はリニア未来創造・推進監」を、「リニア・次世代交通推進監又は新事業チャレンジ推進監」に改め、「出先機関の長」の下に「（富士山世界遺産センター所長を除く。）」を加え、同款に次のように加える。

富士山世界遺産センターの副所長	上欄の者と同一の出先機関に所属するその他の職員
-----------------	-------------------------

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第五号

本 庁
出 先 機 関
労働委員会事務局

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山梨県職員安全衛生管理規程（昭和四十九年山梨県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「及び男女共同参画・共生社会推進統括官」を削る。

第九条の二第一項中「県民生活部にあつては男女共同参画・共生社会推進統括官を、産業労働部」を「産業政策部」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第六号

本 庁
出 先 機 関

出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

出先機関庁舎等管理規程の一部を改正する訓令

出先機関庁舎等管理規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第七号

本 庁
出 先 機 関

山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令

山梨県プロジェクトチーム編成運営規程（昭和四十六年山梨県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、男女共同参画・共生社会推進統括官」を削る。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第八号

本 出 先 機 関 庁

職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

職員が駐在に関する規程の一部を改正する訓令

職員が駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表二の項中「男女共同参画・共生社会推進統括官」を「多様性社会・人材活躍推進局」に改め、同表中八の項を削り、七の項を八の項とし、六の項を削り、五の項を七の項とし、四の項を六の項とし、三の項を五の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 労政人材育成課	就職に関する相談業務及び情報提供業務	甲府市飯田一丁目
四 労政人材育成課	Uターン・Iターン就職の促進に関する業務	東京都千代田区有楽町二丁目 東京都千代田区平河町二丁目

別表中九の項を削り、十の項を九の項とし、十一の項から二十一の項までを一項ずつ繰り上げ、二十二の項を削り、二十三の項を二十一の項とし、二十四の項から二十七の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第九号

本 出 先 機 関 庁

山梨県副知事の担任意務に関する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県副知事の担任意務に関する規程

(担任意務)

第一条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。

一 副知事長田公の担任意務

- イ 重要施策の企画及び調整に関すること。
- ロ 人口減少危機対策本部事務局に関すること。
- ハ 知事政策局に関すること。
- ニ DX・情報政策推進統括官に関すること。
- ホ 県民生活部に関すること。
- ヘ 多様性社会・人材活躍推進局に関すること。
- ト 総務部に関すること。
- チ 福祉保健部に関すること。
- リ 子育て支援局に関すること。
- ル 林政部に関すること。
- リ 環境・エネルギー部に関すること。
- ヲ 産業政策部に関すること。
- ワ 観光文化・スポーツ部に関すること。
- カ 農政部に関すること。
- ヨ 県土整備部に関すること。
- タ 出納局に関すること。
- レ 企業局に関すること。
- ソ 議会との連絡調整に関すること。
- ツ 行政委員会等との連絡調整に関すること。
- ネ その他知事が指定する事項に関すること。
- ニ 副知事大久保雅直の担任意務
 - イ 重要施策の企画及び調整に関すること。
 - ロ 総合的な危機管理に関すること。
 - ハ 感染症対策センターに関すること。
 - ニ 防災局に関すること。
 - ホ その他知事が指定する事項に関すること。

(担任の特例)

第二条 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その担任意務は、他の副知事が担任するものとする。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十号

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令
山梨県青少年総合対策本部規程（昭和五十八年山梨県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表一中「男女共同参画・共生社会推進統括官」を「多様性社会・人材活躍推進局長」に、「産業労働部長」を「産業政策部長」に改める。

別表二中「私学・科学振興課長」を「私学・科学振興課長 劳政人材育成課長」に、「子ども福祉課長 劳政人材育成課長」を「子ども福祉課長」に、「少年・女性安全対策課長 生活安全捜査課長」を「人身安全・少年課長」に改める。

附則
この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

企業局

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業局組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県公営企業管理者 村 松 稔

山梨県企業局組織規程等の一部を改正する規程

（山梨県企業局組織規程の一部改正）

第一条 山梨県企業局組織規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項を削る。

第四条の三第一項中「（第三条第二項の室（第五条第九項及び第十項において「課内室」という。）を含む。）」を削る。

第五条第三項第五号中「副主幹」の下に「、指導主幹」を加え、同項中同号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 広報・渉外推進監 上司の命を受け、特定事項についての企画に参画し、又は専門事項に係る重要事項を処理する。

第五条第四項及び第七項中「副主幹」の下に「、指導主幹」を加え、同条中第九項及び第十項を削り、第十一項を第九項とし、第十二項を第十項とし、第十三項を第十一項とする。

第六条第一項及び第五項中「副主幹」の下に「、指導主幹」を加える。
第七条第一項中「、第五項及び第九項」を「及び第五項」に改める。

別表第一に次のように加える。

新エネルギーシステム推進課	一 新エネルギーシステムの推進に関すること。 二 米倉山次世代エネルギーP-R施設の管理及び運営に関すること。
四	三 水素事業に関する共同事業体に関すること。 四 電力需給調整市場における電力取引に関すること。

別表第一の二を削る。

（山梨県企業局公印規程の一部改正）

第二条 山梨県企業局公印規程（昭和四十年山梨県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「及び同条第九項に規定する室長」を削る。

第十条第二項中「及び室」を削る。

別表山梨県企業局課（室）長印の項中「山梨県企業局課（室）長印」を「山梨県企業局課長印」に改める。
第二号様式中「~~課~~」を「~~課~~」に改める。

（山梨県企業局財務規程の一部改正）

第三条 山梨県企業局財務規程（昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「、同条第九項に規定する室長」を削る。

第三十三条第一項中「及び室長（以下「課長」という。）」を削る。

第七十一条第一項中「、室（以下「課」という。）」を削り、同条第二項中「及び室長補佐」を削る。

（山梨県企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第四条 山梨県企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表六級の項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

2 広報・渉外推進監の職務

別表第一第一号の表第七級の項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
2 困難な業務を処理する広報・渉外推進監の職務

「課長」 「課長」

別表第三局本庁の部中 室長」を 広報・渉外推進監」に改める。

(山梨県企業局処務規程の一部改正)

第五条 山梨県企業局処務規程(昭和四十三年山梨県企業局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び同項第三号中「、室」を削り、同条第二項中「、室名」を削る。

別表中「~~課・監・課長~~」を「~~課・課長~~」に、「~~課長~~」を「~~課長~~」に改める。

(山梨県企業局事務決裁規程の一部改正)

第六条 山梨県企業局事務決裁規程(昭和四十三年山梨県企業局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「及び同条第九項に規定する室長」を削る。

第十一条第一項中「又は室長があらかじめ指定する者」を削る。

別表第一第六号中「並びに組織規程第五号第九項に規定する室長」を削る。

別表第二第一号、第三号及び第五号中「並びに組織規程第五号第九項に規定する室長」を削る。

別表第四総務課長の個別的専決事項の項第三号中「組織規程第三条第一項に規定する課及び同条第二項に規定する室(以下「各課」という。)」を「各課」に改め、同項第六号中「及び新エネルギーシステム推進室長の個別的専決事項の項第一号」を削り、同項第七号中「及び新エネルギーシステム推進室長の個別的専決事項の項第二号」を削り、同表電気課長の個別的専決事項の項第一号及び第二号中「米倉山太陽光発電所P R施設」を「米倉山次世代エネルギーP R施設」に改め、同表新エネルギーシステム推進室長の項中「新エネルギーシステム推進室長」を「新エネルギーシステム推進課長」に改め、同項第一号及び第二号中「米倉山太陽光発電所P R施設」を「米倉山次世代エネルギーP R施設」に改める。

(山梨県企業局議規程の一部改正)

第七条 山梨県企業局議規程(昭和五十三年山梨県企業局管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、室長」を削る。

(山梨県企業局固定資産管理運用委員会規程の一部改正)

第八条 山梨県企業局固定資産管理運用委員会規程(昭和五十五年山梨県企業局管理規程第三号)を次のように改正する。

第三条第三項中「及び室長」を削り、「、課長補佐及び室長補佐」を「及び課長補佐」に改める。

(山梨県企業局図書類取扱規程の一部改正)

第九条 山梨県企業局図書類取扱規程(昭和五十五年山梨県企業局管理規程第二号)を次のように改正する。

第四条第二項及び第五条中「及び室」を削る。

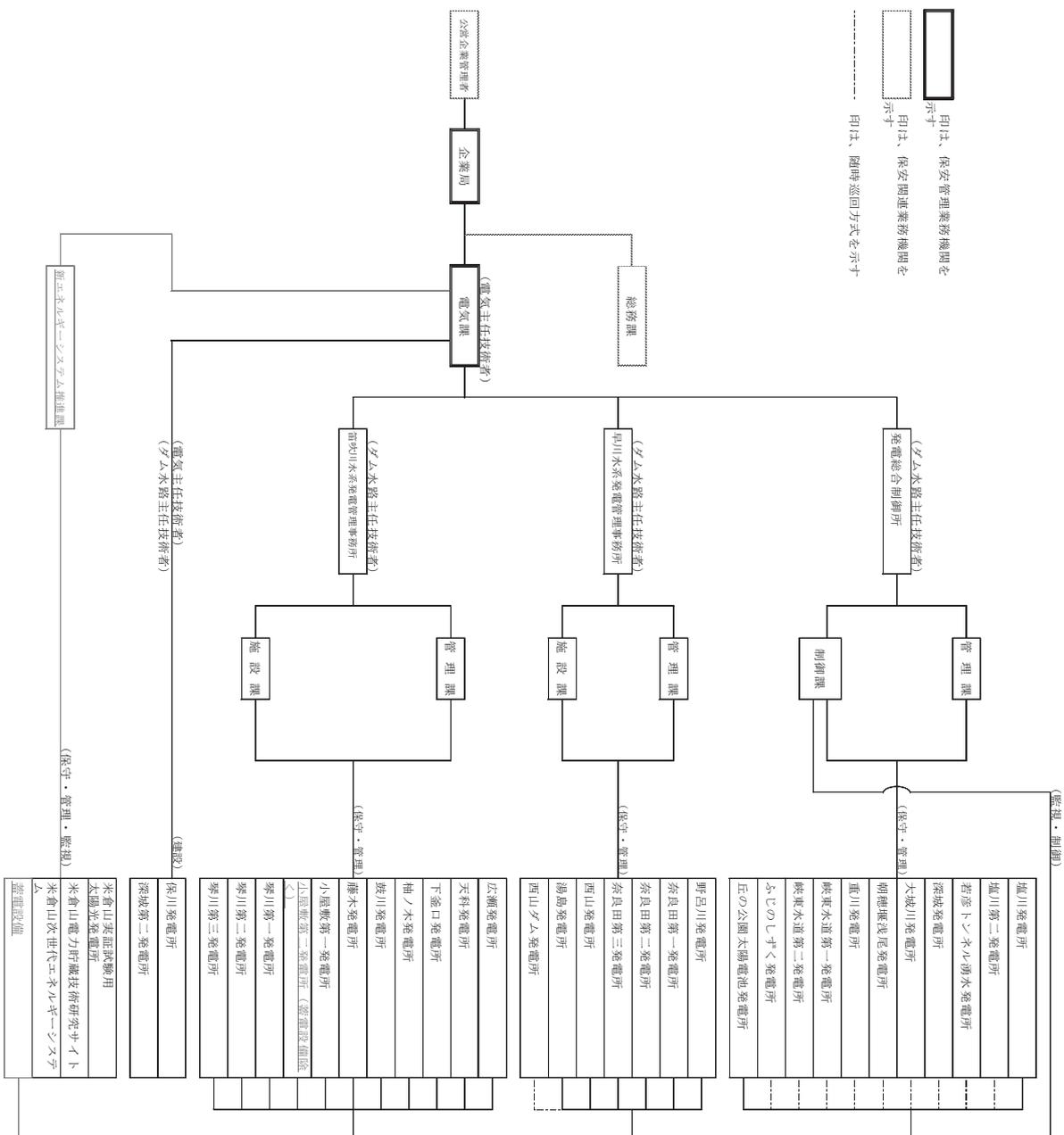
(山梨県営電気事業保安規程の一部改正)

第十条 山梨県営電気事業保安規程(昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号)を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

保安に関する組織機構



別表第二本庁の部電気課の項に次のように加える。

10 蓄電設備建設に関すること。

別表第二本庁の部新エネルギーシステム推進室の項を次のように改める。

新エネルギーシステム推進課	米倉山実証実験用太陽光発電所、米倉山電力貯蔵技術研究サイト、米倉山次世代エネルギーシステム研究開発ビレッジ及び蓄電設備の次に掲げる事項 1 設備の保守管理に関すること。 2 設備工事の計画に関すること。 3 工事の設計及び施工に関すること。
---------------	---

別表第二事業所の部発電総合制御所の款制御課の項第一号中「こと」の下に「(蓄電設備を含む。)」を加え、同部笛吹川水系発電管理事務所の款管理課の項及び施設課の項中「事項」の下に「(蓄電設備を除く。)」を加える。
別表第四に次のように加える。

蓄電設備	蓄電池設備	蓄電池	外部点検測定試験	1回/1月	1回/3年
電気設備	逆変換装置	外部点検測定試験	1回/3年	1回/1月	1回/3年

(米倉山次世代エネルギーシステム研究開発ビレッジ (Nearad) 管理規程の一部改正)

第十一条 米倉山次世代エネルギーシステム研究開発ビレッジ (Nearad) 管理規程 (令和五年山梨県企業局管理規程第三号) を次のように改正する。

第三条第三項中「新エネルギーシステム推進室長」を「新エネルギーシステム推進課長」に改める。

(米倉山太陽光発電所 P R 施設設置及び管理規程の一部改正)

第十二条 米倉山太陽光発電所 P R 施設設置及び管理規程 (平成二十四年山梨県企業局管理規程第一号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

米倉山次世代エネルギー P R 施設設置及び管理規程

第一条及び第二条中「米倉山太陽光発電所 P R 施設」を「米倉山次世代エネルギー P R 施設」に改める。

(山梨県企業局に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正)

第十三条 山梨県企業局に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程 (昭和四十年山梨県企業局管理規程第五号) の一部を次のように改正する。

別表早川職員合宿所において調理業務に従事する職員の項中「一週間」を「休憩時間を除き一週間」に改め、同表に次のように加える。

米倉山次世代エネルギー P 勤務する職員	休憩時間を除き一週間に五時間	所属長が定める	一時間とし、その割振りは、所属長が定める	月曜日(この日が休日となる場合は、その翌日。ただし、四月二十九日から五月五日までの日が月曜日に当たる場合は、所属長が四週間ごとの期間について定める月曜日以外の一日。以下この項において同じ。)及び所属長が四週間ごとの期間について定める月曜日以外の四日
----------------------	----------------	---------	----------------------	--

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県企業局訓令甲第一号

山梨県企業局訓令前行署名式の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県公営企業管理者 村 松 稔

山梨県企業局訓令前行署名式の一部を改正する訓令

山梨県企業局訓令前行署名式(昭和五十五年山梨県企業局訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

「新エネルギーシステム推進室」を「新エネルギーシステム推進課」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

教育委員会

山梨県教育委員会規則第二号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定め

る。

令和六年三月二十九日

山梨県教育委員会
教育長 降 旗 友 宏

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員
の職の設置に関する規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則
(山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の
設置に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員
の職の設置に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次の
ように改正する。

第二条第一項第三号中「又は、参事」を「、参事又は副参事」に改め、「副主幹」
の下に「、指導主幹」を加える。

別表第一県教育委員会事務局事務職員の項中「参事」の下に「、副参事」を、「副
主幹」の下に「、指導主幹」を加え、同表県教育委員会事務局技術職員の項、県立図
書館事務職員の項、県総合教育センター事務職員の項及び県立学校事務職員の項中
「副主幹」の下に「、指導主幹」を加える。

(山梨県教育庁組織規則の一部改正)

第二条 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次
のように改正する。

第十一条第十七号中「、山梨県立青少年自然の里」を削る。

第二十一条第二項中「参事」の下に「、副参事」を加える。

第二十二条第一項及び第二項並びに第二十三条第三項中「副主幹」の下に「、指導
主幹」を加える。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令第甲第一号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
県 立 図 書 館
県 立 学 校
県 立 学 校

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県教育委員会
教育長 降 旗 友 宏

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令
職員の勤務時間に関する規程(昭和三十二年山梨県教育委員会訓令第甲第十号)の一部
を次のように改正する。

第七条中「一時間、三十分又は十五分の」を「当該追加した」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令第甲第一号

庁 中 一 般

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県教育委員会
教育長 降 旗 友 宏

教育次長等専決規程の一部を改正する訓令
教育次長等専決規程(昭和三十二年山梨県教育委員会教育長訓令第甲第二号)の一部を
次のように改正する。

第四条第一号中「参事」の下に「、副参事」を加える。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

監査委員

山梨県監査委員規則第一号

山梨県監査委員事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のよう
に定める。

令和六年三月二十九日

山梨県監査委員
小 林 厚
中 込 純
同 渡 辺 淳 也
同 同 宮 本 秀 憲

山梨県監査委員事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

山梨県監査委員事務局職員の職の設置に関する規則（昭和四十八年山梨県監査委員規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「副主幹」の下に「指導主幹」を加える。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県監査委員訓令第一号

山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県監査委員	小林厚
同	中込正純
同	渡辺淳也
同	宮本秀憲

山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

山梨県監査委員事務局規程（昭和四十八年山梨県監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「及び副主幹」を「副主幹及び指導主幹」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

その他

山梨県議会訓令甲第一号

山梨県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県議会議長 卯月政人

山梨県議会事務局規程の一部を改正する訓令

山梨県議会事務局規程（昭和四十三年山梨県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し及び同条第一項中「主査、副主査及び主任」を「指導主幹、主査、副主査、主任及び専門員」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県議会訓令甲第二号

山梨県議会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

山梨県議会議長 卯月政人

山梨県議会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県議会職員の勤務時間に関する規程（平成十八年山梨県議会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「一時間」の下に「（十五分を単位として延長した場合は、当該延長後の時間）」を加える。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番